

大学発新産業創出プログラム（プロジェクト支援型）の 選考に係る審査実施要綱

平成24年5月31日制定

平成27年4月1日改訂

「大学発新産業創出プログラム（プロジェクト支援型）」の採択に当たっての審査は、この審査実施要綱に基づくものとする。

1. 審査方針

大学発新産業創出プログラム（プロジェクト支援型）における研究代表者からの第1次申請に基づき、事業プロモーターは「2.（2）評価の観点」に留意しつつ、評価（技術評価、デューデリジェンス等）を実施する。さらに、研究代表者と事業プロモーターが共同で作成した第2次申請に基づき、大学発新産業創出プログラム推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、「3.（3）審査の観点」に留意しつつ、審査を行う。

2. 事業プロモーターによる評価について

（1）評価の方法

審査に先立ち、事業プロモーターは、研究代表者より申請のあった第1次申請書に対して、技術評価、デューデリジェンス等を実施する。

- ・ 事業プロモーターは、事務局による形式チェックに適合した第1次申請書について、技術評価を行い、結果を事務局に提出する。デューデリジェンスを希望した課題について、更なる検討を行う。
- ・ 事業プロモーターは研究代表者と打合せ等を行い、デューデリジェンス等の更なる検討の結果、事業化の可能性があると判断した研究開発課題については、研究代表者と共同で第2次申請書を作成し、研究代表者から e-Rad を用いて第2次申請を行う。

（2）評価の観点

提案された個別項目に関する評価の観点を以下のとおりとし、技術シーズによる事業化の可能性等について評価を行う。

- ① 総合評価
 - ・ 事業プロモーターユニットが総合的に判断して、技術シーズが、大学等の研究成果の社会還元を通して、新産業・新規マーケットの開拓に貢献する可能性を有しているか。
- ② 技術シーズの革新性・独創性
 - ・ 技術シーズが独創性や新規性を有しているか。
 - ・ 既存技術や既存マーケットとの比較優位ではなく、技術シーズが今までの技術にない経済的価値や社会的価値を与える可能性を有しているか。
- ③ 技術や研究開発の比較優位性
 - ・ 競合と比較して技術に優位性を有しているか。
 - ・ 競合と比較して研究開発に優位性を有しているか。
- ④ 外部環境及び技術シーズの有用性
 - ・ 経済・市場動向や人口動態の変化、社会的意識の変化等、技術の置かれている外部環境の把握が適切であるか。
 - ・ ターゲット市場の規模や市場動向を踏まえ、技術シーズの有用性は期待できるか。
 - ・ 応用分野において想定される用途や人々の生活において想定される使用機会等を踏まえ、技術シーズが社会・市場に対して大きく貢献する可能性があるか。
- ⑤ 研究開発プロセス
 - ・ 目標設定は妥当であるか。研究開発の最終数値目標が明確に示されているか。
 - ・ 目標とする出口までの研究開発スピードは適切か。
 - ・ 事業化に向けて想定される研究開発課題とそれを解決するための対応策・マイルストーン等に具体的かつ実現可能性があるか。

3. 推進委員会による審査について

(1) 審査の方法

推進委員会は研究代表者から申請のあった第2次申請書に対してヒアリング審査を実施する。

① ヒアリング審査の方法

- ・ ヒアリング審査前に適宜、第2次申請書をもとに査読を行う。査読は第2次申請書1件につき、推進委員会委員・専門委員合わせて2名程度を目安とする。
- ・ 事務局は第2次申請を行った研究代表者のうちヒアリングを実施する研究代表者に対してヒアリング審査実施の通知を行う。
- ・ 推進委員会は、ヒアリング対象機関の研究代表者および代表事業プロモーター（またはその代理となる者）からヒアリングを実施する。
- ・ ヒアリング対象機関が、申請書類以外でヒアリングに使用する資料については、事前に事務局に提出するものとする。
- ・ 事務局は、ヒアリング資料については事前に、推進委員にその一式を送付する。
- ・ 推進委員は、ヒアリング審査時に「3.（3）審査の観点」に基づき、ヒアリング審査結果記入票（別途作成）に審査結果を記入する。
- ・ 事務局は、全ヒアリング審査終了後に、ヒアリング審査結果記入票の内容を取りまとめる。

② 採択対象プロジェクトの選定

- ・ 推進委員会は、ヒアリング審査の各委員の評価結果を踏まえた審議を経て、採択すべきプロジェクトを決定する。また、再審査とする提案については、その理由ならびに条件を付す。
- ・ 科学技術振興機構は採択するプロジェクトを決定する。

（2）利益相反

中立・公正に審査するため、利益相反については、「大学発新産業創出プログラム（プロジェクト支援型）の審査・選考に関する利益相反の考え方」に基づき判断する。

（3）審査の観点

提案された個別の審査項目に関する審査の観点を以下のとおりとし、この観点を踏まえ、研究開発・事業育成の実施可能性等について評価を行う。

① 総合評価

- ・ 総合的に判断して、提案プロジェクトが、大学等の研究成果の社会還元を通して、新産業・新規マーケットの開拓に貢献するものであるか。
- ・ 技術ポートフォリオは、本事業の目標を達成できるよう適切に構成さ

れているか。

② プロジェクト推進体制

- ・担当事業プロモーター、研究開発体制、その他関係者について、十分な実績もしくは強みを持っているか。
- ・プロジェクトを推進する上で、適切な体制となっているか。
- ・若手人材を活用する場合は、人材育成の視点が考慮されているか。

③ 技術シーズ

- ・技術シーズは、十分な革新性・独創性を有しているか。
- ・技術や研究開発に優位性を有しているか。
- ・技術シーズは、社会に対して十分な有用性を有しているか。

④ 事業育成

a. 事業ビジョンとその達成ステップ

- ・事業育成に関する基本方針、事業育成戦略が明確で優れたものとなっているか。
- ・事業ビジョンが実現可能性のあるものか。
- ・事業ビジョン達成のためのマイルストーンが適切に設定されているか。
- ・プロジェクト終了後も事業が成長していく計画が立てられているか。

b. 製品・サービスの特徴とビジネスモデル

- ・ビジネスとして成長性・収益性を有しているか。
- ・顧客・ユーザーの立場からのメリットが明確であるか。
- ・従来製品、従来サービスとの差（優位性・独創性・新規性）が明確であるか。

c. ターゲット市場の規模と成長性

- ・ターゲット市場が明確であるか。
- ・ターゲット市場の分析は適切であるか。
- ・ターゲット市場は成長性を有しているか。
- ・グローバル市場を見据えているか。

d. 顧客・ユーザー特性

- ・ターゲットとする顧客の特性・ニーズを把握できているか。
- ・製品・サービスが想定している顧客と顧客のニーズとがマッチしてい

るか。

- ・想定されている顧客が具体的であるか。

e. プロジェクトに関与する人材・ネットワーク

- ・インキュベーション機関や、アライアンス候補となりうる事業会社等との連携等による優位性があるか。

f. 想定される事業リスクとその対応

- ・事業育成に向けて想定される課題等の把握が適切であり、その解決方策が具体的かつ適切であるか。

⑤ 民間資金調達計画

- ・リスクマネーなどの民間資金の調達方法などが具体的か。
- ・民間資金の調達計画に実現可能性があるか。

⑥ 研究開発プロセス

- ・各年度の研究開発目標（マイルストーン）の設定は適切であるか。
- ・活動計画は妥当性があり、目標を達成するために必要かつ十分なものとなっているか。
- ・事業化に向けて障害となりうる技術的課題の把握が適切であり、その解決方策が具体的かつ適切であるか。

⑦ 利益相反に関する検討状況

- ・プロジェクトに参画する者と関係者との利益相反に関して適切に整理されているか。

⑧ 資金計画（民間資金調達を除く）

- ・プロジェクトにおける資金計画は具体的かつ適切か。

⑨ その他

a. 大学等と事業プロモーターユニットの連携体制

- ・大学等と事業プロモーターユニットの連携体制は十分か。例えば、大学等が既存の産学官連携組織や人材の活用は十分であるか。
- ・大学等とともに事業実施体制を構築し、適切に事業を実施することができるか。

4. その他

(1) 守秘の徹底

- ・ 審査は非公開とする。
- ・ 各推進委員は、審査の過程で知ることのできた次に掲げる情報を他に漏らしてはならない。
 - a. 申請書類の他、審査にかかわる資料及びその内容（採択されたもののうち、機関が情報提供に同意したものを除く）
 - b. 審査において、ヒアリング対象となっているかどうかに関する情報（提案機関に通知するまでの期間）
 - c. 各委員の発言内容、各委員が行う評価の評点及びその集計結果
 - d. 審査の結果
 - e. その他非公開とされている情報

(2) 審査結果の開示

- ・ 科学技術振興機構は、推進委員会における審査結果をもとに、採択プロジェクトを決定し、各推進委員の申請書類に対する審査結果が特定されないように配慮したうえで、申請者へ採否結果及びその理由を通知する。また、科学技術振興機構ホームページの掲載等により、採択プロジェクトを公開する。
- ・ 不採択の申請については、申請者に対し、各審査委員の審査結果が特定されないように配慮した上で、その理由を付して結果を通知する。

(3) 審査サイクルについて

- ・ プロジェクト支援型の審査については、第1次申請から採択プロジェクトの決定までを1サイクルとし、同一年度内で必要に応じて複数サイクルを行うことができるものとする。
- ・ 推進委員会による審査の結果、再審査となった場合、研究代表者は、付された条件への対応について改善点を明確にして、同一年度内の次回以降のサイクルに再び応募できるものとする。